

1 2 月 1 7 日 (第 3 日)

12月17日（火）第3日 午前10時00分開議

出席議員

1番	長坂実子	2番	角増正裕
3番	重長英司	4番	岡野数正
5番	熊倉正造	6番	平川博之
7番	酒永光志	8番	上本一男
9番	花野伸二	10番	沖元大洋
11番	上松英邦	12番	山本秀男
13番	胡子雅信	14番	林久光
15番	登地靖徳	16番	浜西金満
17番	山本一也	18番	吉野伸康

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	明岳周作	副市長	土手三生
教育長	小野藤訓	総務部長	仁城靖雄
企画部長	江郷壱行	危機管理監	加川英也
市民生活部長	山井法男	福祉保健部長	山本修司
産業部長	長原和哉	土木建築部長	廣中伸孝
教育次長	小栗賢	企業局長	木下隆
消防長	丸石正男		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	志茂典幸
議会事務局次長	奥迫理香

議事日程

日程第1	議案第96号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案について
日程第2	議案第97号	（仮称）鹿川交流プラザ新築工事（建築）請負契約の変更について
日程第3	議案第98号	認定こども園のうみ新築工事（建築）請負契約の変更について
日程第4	発議第6号	安全・安心の医療・介護の実現のため夜勤改善と大幅増員を求める意見書（案）の提出について
日程第5	発議第7号	子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書（案）の提出について

開会（開議） 午前10時00分

○議長（吉野伸康君） 本日は雨の中、大変御苦労さまです。  
それでは、ただいまから令和元年第4回江田島市議会定例会3日目を開きます。  
ただいまの出席議員は18名であります。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 議案第96号

○議長（吉野伸康君） 日程第1、議案第96号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。  
明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第96号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案についてでございます。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願いたします。

○議長（吉野伸康君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） それでは議案第96号につきまして御説明をいたします。  
議案書2ページから10ページに各条例の改正条文を、11ページから20ページに新旧対照表を、21ページに参考資料を添付しております。

参考資料によりまして御説明をいたしますので、21ページをお願いいたします。

1、改正の趣旨でございます。平成29年5月に地方公務員法や地方自治法が改正され、新たに会計年度任用職員が創設されました。また、先週12月11日には、江田島市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例につきまして議決をいただいたところでございます。このことから、会計年度任用職員に関する条例におきまして必要な規定を整備するとともに、法改正に合わせた引用条項の整理等を行うものでございます。

2、一部改正の対象となる条例及び主な改正内容でございます。

表の左の欄に一部改正を行う条例名、右の欄に主な改正の内容を記載しております。  
初めに江田島市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例でございます。

これは一般職の休職可能な期間は3年でございますが、会計年度任用職員の任期は1年度であることから、会計年度任用職員の休職可能な期間は任期の範囲内とする規定を整備するものでございます。

次に、江田島市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例でございます。主な改正は会計年度任用職員の懲戒処分に関しまして、減給する月額の対象に基本報酬を追加するものでございます。これは、一般職やフルタイム会計年度職員には給料が支払われることに対しまして、パートタイム会計年度任用職員には報酬が支払われるためのものでございます。

次に、江田島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例でございます。これは現行条例におきまして規則で別に定めることとしております非常勤職員の勤務時間、休日や休暇に関する事項を会計年度任用職員と臨時的任用職員とに区分して規定するものでございます。

次に、江田島市職員の育児休業等に関する条例でございます。これは会計年度任用職員を育児休業及び部分休業の取得対象とする規定や取得期間等に関する規定を整備するものでございます。

次に、江田島市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例でございます。これは地方自治法改正に伴いまして項ずれとなる引用条項の整備をするものでございます。

次に、江田島市一般職の給与に関する条例及び江田島市職員等の旅費に関する条例でございます。

主な改正といたしましては、前回議決をいただきました会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例におきまして、給与や旅費等を規定をいたしました。そのため一般職の給与条例や旅費条例のほうから会計年度任用職員を除くことなどを整備するものでございます。

次に、江田島市老人福祉センター設置及び管理条例でございます。

これは老人福祉センターに置くことができる職として、非常勤特別職である嘱託員のほかに会計年度任用職員も置くことができるように特別職のくくりを除外するものでございます。

次に、江田島市企業会計の職員の給与の種類及び基準に関する条例でございます。これは企業局職員は地方公営企業法の適用を受けることから、別に企業会計で任用する会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める規定を整備するものでございます。

次に、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例でございます。これは地方公務員法の改正に伴いまして引用する条項を整理するものでございます。

最後に、江田島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例でございます。これは法に基づきまして人事行政の運営等の状況を公表するものでございますが、この公表対象にパートタイム会計年度任用職員は含まないことを規定するものでございます。

続きまして、3、施行期日でございます。施行期日は令和2年4月1日でございます。説明につきましては以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本議案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第2 議案第97号

○議長(吉野伸康君) 日程第2、議案第97号(仮称)鹿川交流プラザ新築工事(建築)請負契約の変更についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第97号(仮称)鹿川交流プラザ新築工事(建築)請負契約の変更についてでございます。

令和元年6月19日に議決を得た、(仮称)鹿川交流プラザ新築工事(建築)請負契約の締結についてに関し、工期を変更したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長(吉野伸康君) 仁城総務部長。

○総務部長(仁城靖雄君) それでは、議案第97号につきまして御説明をいたします。

議案書23ページの参考資料をお願いいたします。

1の契約の目的から4の契約の相手方につきましては変更がございません。

5、工期でございます。工期は変更前が議会の議決を得た日の翌日から令和2年2月28日で、令和元年6月19日に議決をいただいております。このたび、この工期を議会の議決を得た日の翌日から令和2年5月29日に変更するものでございます。

変更の理由でございます。高力ボルトの不足を契機といたしまして、鉄骨製作工場へ

の注文が集中したことから、工程計画に3カ月の変更が生じたためでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（吉野伸康君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

山本秀男議員。

○12番（山本秀男君） 1点お聞きしたいんですが、これは工期が5月の29日までということは繰り越しいうことで、先日補正予算で繰越明許費が1億9,300万円出ておりますが、これの中に入っているのではないかと思うんですが、それでこの交流プラザの建築工事の1億9,690万円の工事の中で、今年度やる工事費と繰り越しの工事費でもいいんですが、その内訳を教えてください。

○議長（吉野伸康君） 廣中土木建設部長。

○土木建設部長（廣中伸孝君） このたびの建築工事ですけれども、ボルトを契機として3月末までにできないということで、金額的には、このできない金額というのがいわゆる1割保留という、出来高払いをするときに実際の出来高に対して0.9掛けとかそういうことをして払うんですけれども、そういうことを加味いたしまして、実際の支払額は約9,000万円ということですので、1億円程度が繰り越しされるということと考えています。以上です。

○議長（吉野伸康君） 山本秀男議員。

○12番（山本秀男君） 確認しますが、9,000万円が繰り越しということですか。今年度は9,000万円できるということですか。

○議長（吉野伸康君） 廣中土木建設部長。

○土木建設部長（廣中伸孝君） 失礼しました。今年度の出来高として執行見込みが約9,000万円で繰越額として約1億円ということと考えております。以上です。

○議長（吉野伸康君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### 日程第3 議案第98号

○議長(吉野伸康君) 日程第3、議案第98号 認定こども園のうみ新築工事(建築)請負契約の変更についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました議案第98号 認定こども園のうみ新築工事(建築)請負契約の変更についてでございます。

平成31年3月15日に議決を得た認定こども園のうみ新築工事(建築)請負契約の締結についてに関し、工期を変更したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長(吉野伸康君) 仁城総務部長。

○総務部長(仁城靖雄君) それでは、議案第98号につきまして御説明をいたします。

議案書25ページの参考資料をお願いいたします。

1の契約の目的から4の契約の相手方につきましては変更がございません。

5、工期でございます。工期は変更前が議会の議決を得た日の翌日から平成32年2月28日で、平成31年3月15日に議決をいただいております。このたび、この工期を議会の議決を得た日の翌日から令和2年4月30日に変更するものでございます。

変更の理由でございます。(仮称)鹿川交流プラザ新築工事と同様に、高力ボルトの不足を契機といたしまして、鉄骨製作工場への注文が集中したことから、工程計画に2カ月の変更が生じたためでございます。

説明につきましては以上でございます。

○議長(吉野伸康君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉野伸康君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第4 発議第6号

○議長(吉野伸康君) 日程第4、発議第6号 安全・安心の医療・介護の実現のため夜勤改善と大幅増員を求める意見書(案)の提出についてを議題といたします。

直ちに提出者から趣旨説明を求めます。

酒永議員。

○7番(酒永光志君) 発議第6号、令和元年12月17日。

江田島市議会議長吉野伸康様。

提出者、江田島市議会議員酒永光志。

賛成者、江田島市議会議員胡子雅信。

賛成者、江田島市議会議員浜西金満。

賛成者、江田島市議会議員岡野数正。

賛成者、江田島市議会議員山本秀男。

賛成者、江田島市議会議員上本一男。

安全・安心の医療・介護の実現のため夜勤改善と大幅増員を求める意見書(案)の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり江田島市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣でございます。

内容については別紙のとおりでございます。よろしくお願いたします。

○議長(吉野伸康君) 以上で趣旨説明を終わります。

本案については質疑・討論はないと思われまますので、これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



## 日程第 5 発議第 7 号

○議長（吉野伸康君） 日程第 5、発議第 7 号 子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

直ちに提出者からの趣旨説明を求めます。

酒永光志議員。

○7 番（酒永光志君） 発議第 7 号、令和元年 12 月 17 日。

江田島市議会議長吉野伸康様。

提出者、江田島市議会議員酒永光志。

賛成者、江田島市議会議員胡子雅信。

賛成者、江田島市議会議員浜西金満。

賛成者、江田島市議会議員岡野敦正。

賛成者、江田島市議会議員山本秀男。

賛成者、江田島市議会議員上本一男。

子どもの医療費助成制度の拡充を求める意見書（案）の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり江田島市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出いたします。

意見書の提出先は、広島県知事です。

内容については別紙のとおりでございます。よろしく願いいたします。

○議長（吉野伸康君） 以上で趣旨説明を終わります。

本案については質疑・討論はないものと思われまますので、これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 閉 会

○議長（吉野伸康君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これで、令和元年第 4 回江田島市議会定例会を閉会いたします。皆さん御苦労さまでした。

（閉会 10 時 26 分）

地方自治法 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

江田島市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員